

定款・規約・諸規程の変更について

(1) 一部改正された通知

土地改良区定款例（昭和40年3月22日付け40農地B第881号農地局長通知）

土地改良区規約例（昭和40年10月5日付け40農地B第3081号農地局長通知）

※規約例については、2回改正がなされています。

土地改良区地区除外等処理規程例

（昭和40年5月12日付け40農地B第1671号農地局長通知）

土地改良区会計細則例

（平成23年4月1日付け22農振第2411号農村振興局長通知）

(2) 改正の内容及び対応

○語句の修正が中心で、内容に大きな変更はありません。語句の修正については、他に変更を要する事項が発生した時に、併せて改正してください。

○ただし、多面的機能支払事業に取り組み、定款第4条（事業）にその旨を定めていない土地改良区は必ず改正手続を実施してください。

○定款例中には「多面的機能発揮促進事業」との表記があり、当県が以前に示しました文と異なる表現が用いられていますが、従前の文及び「多面的機能支払事業」の事業名をそのまま使用されてかまいません。

○規約（2回目）及び会計細則の中に「会計事務補助者」との新たな職名が設定されていますが、会計事務を複数の職員のチェック下で実施すべきとの趣旨で設定されたものであり、各土地改良区の事務局体制を考慮のうえ、改正するか否か判断してください。

(3) 改正に当たっての留意点

○定款等について、「例と一致しない」という理由で、検査で指摘を受けることはありませんので、各土地改良区の実情を十分考慮して作成してください。

○これら内部規程が、検査で指摘されるのは、①法令等に反する、②土地改良区の実際の運用と異なる（実際の運用の方が誤りである場合は、当然定款等の遵守を指摘します）、③他の内部規程と整合が取られていない、④事業や会計の適正運用に必要な条文が削除又は変更されている場合です。

土地改良区の合併・解散・計画変更の進捗状況

(1) 平成27年度の合併事例

- 熊本県がこれまで認可した土地改良区数は約540地区にのぼりますが、合併予備解散の成果により、本日現在の土地改良区数は92地区です（27年度当初は99地区）
- 平成27年度は①地区の重複・二重賦課の解消を目的に、宇土八水土地改良区走潟土地改良区、網津土地改良区が合併され、②多面的機能支払事業など事業の拡大・効率化を目的として、内田川地区土地改良区と菊鹿町土地改良区が合併されています。

(2) 現在立ち上がっている合併協議会

- 熊本市（天明、大門樋、三本松）
- 山鹿市（山鹿、鹿央町）
- 大津町（大菊、迫井手、錦野）

(3) 上記の土地改良区が合併する理由

- 地区の重複、二重賦課を解消するため。
- 事業を拡大する、新規事業に取り組むため。
- 同一市町村内の土地改良区を統合するため。
- 同一流域の土地改良区を統合するため。
- 一人以下事務局の解消。

(4) 平成27年度の解散事例

- 解散（鹿北、菰屋、多良木町、水俣）
- 平成27年度の解散は全て総（代）会の議決による解散です。事業負担金の償還など債務の整理が完了し、管理していた土地改良施設の引き継ぎの目途が立ったことから解散に至っています。

(5) 平成27年度の土地改良事業計画（維持管理計画）変更事例

- 27年度に土地改良事業計画（維持管理計画）の変更を申請したのは5地区です。内訳は①合併による変更2地区、②県営事業の施行による変更2地区、③現計画の見直しによる変更1地区となっています。

合併、解散、事業計画の変更には、通常とは異なる様々な作業が発生しますので、農村計画課又は広域本部農地整備課に遠慮なく相談下さい。

○土地改良区定款例（昭和40年3月22日付け40農地B第881号農地局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 現行（最終改正：平成26年4月1日付け25農振第2467号農村振興局長通知） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>何土地改良区定款 （地区） 第3条（略） 【備考】 地番表示をする場合で量が相当多いときは、別表として<u>差し支えない</u>。</p> <p>（事業） 第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。 一～四（略） 五 何地区において一体事業として施行するかんがい施設の新設並びに区画整理及び農用地の造成 【備考】 ①（略） ② <u>地区の区域内に災害を受ける頻度の高い地域があり、かつ、その地域において法第49条の規定により応急工事を行う必要があることが想定される場合には、その事業名及び地域（又は箇所）を具体的に表示することは差し支えない。</u>また、「交換分合事業」については、その事業の性質上、<u>交換分合の対象となる権利及び当該権利の目的である物件の所在する地域を具体的に表示しておくことは困難であるため、特にこの事業についてのみ「交換分合を行う」旨を記載すればよい。</u></p> <p>2 この土地改良区は、前項第○号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。 一 農業集落排水事業 二 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業 三 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画し</p> | <p>何土地改良区定款 （地区） 第3条（略） 【備考】 地番表示をする場合で量が相当多いときは、別表として<u>さしつかえない</u>。</p> <p>（事業） 第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。 一～四（略） 五 何地区において一体事業として施行するかんがい施設の新設<u>ならびに</u>区画整理<u>および</u>農用地の造成 【備考】 ①（略） ② <u>地区内において災害を受ける頻度の多い地域があり、かつ、その地域において法第49条の規定により応急工事を行なう必要がある場合には、その事業名及び地域（又は箇所）を具体的に表示しておくことはさしつかえない。</u>また、「交換分合事業」は、その事業の性質上<u>交換分合の対象となる権利及びその権利の目的である物件の所在する地域を具体的に表示しておくことは困難であるから、特にこの事業についてのみ「交換分合を行なう」旨を記載すればよい。</u></p> <p>2 この土地改良区は、前項第○号の事業に附帯して次に掲げる事業を行なう。 一 農業集落排水事業 二 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業</p> |

て行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業

四 発電事業

五 簡易水道事業

六 養魚事業

3 この土地改良区は、何川に設置された何頭首工の維持管理を共同して行うため、何土地改良区連合に所属する。

4・5 (略)

6 この土地改良区は、国営何市町村特別申請事業の関連土地改良事業として予定されている何地区の畑地かんがい事業を行う。

(役員の選挙)

第17条 (略)

【備考】

① (略)

2 総代会が役員を総代会外において選挙する旨の議決を行ったときは、前項の規定にかかわらず、総代会外において役員の選挙を行うものとする。

② (略)

第19条 (略)

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(経費分担の基準)

第24条 (略)

2～7 (略)

【備考】

①・② (略)

③ 賦課基準が区分される場合には、それぞれの区分に該当する土地又は地域を表示すること。

三 発電事業

四 簡易水道事業

五 養魚事業

3 この土地改良区は、何川に設置された何頭首工の維持管理を共同して行なうため何土地改良区連合に所属する。

4・5 (略)

6 この土地改良区は、国営何市町村特別申請事業の関連土地改良事業として予定されている何地区の畑地かんがい事業を行なう。

(役員の選挙)

第17条 (略)

【備考】

① (略)

2 総代会が役員を総代会外において選挙する旨の議決を行なったときは、前項の規定にかかわらず、総代会外において役員の選挙を行なうものとする。

② (略)

第19条 (略)

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。
(経費分担の基準)

第24条 (略)

2～7 (略)

【備考】

①・② (略)

③ 賦課基準が区分される場合には、それぞれの区分に該当する土地または地域を表示すること。

何土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、役員の被選挙権を有しない。

一～三 (略)

四 成年被後見人又は被保佐人

五・六 (略)

(選挙の時期)

第3条 役員の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の通知及び公告)

第4条 (略)

【備考】

① 総会外選挙制をもとる場合は、

ア 第4条第1項中「総代」を「総代(総代会外で選挙する場合にあつては、組合員。以下第5条、第10条及び第12条において同じ。)」に改め、同条に次の1項を加えること。

3 定款第17条第2項の規定により総代会外において選挙を行う場合には、前項の事項のほか、投票終了の時刻を記載するものとする。

イ (略)

② (略)

(選挙の制限)

第11条 選挙は、総代の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。

【備考】

総会外選挙制をもとる場合は、本条を次のように改めること。

第11条 役員を総代会において選挙しようとするときは、総代の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。

何土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、役員の被選挙権を有しない。

一～三 (略)

四 成年被後見人及び被保佐人

五・六 (略)

(選挙の時期)

第3条 役員の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選挙の通知及び公告)

第4条 (略)

【備考】

① 総会外選挙制をもとる場合は、

ア 第1項中「総代」を「総代(総代会外で選挙する場合にあつては、組合員。以下第5条、第10条及び第12条において同じ。)」に改め、第3項として次の1項を加えること。

3 定款第17条第2項の規定により総代会外において選挙を行なう場合には、前項の事項のほか、投票終了の時刻を記載するものとする。

イ (略)

② (略)

(選挙の制限)

第11条 選挙は、総代の半数以上が出席しなければこれを行なうことができない。

【備考】

総会外選挙制をもとる場合は、本条を次のように改めること。

第11条 役員を総代会において選挙しようとするときは、総代の半数以上が出席しなければこれを行なうことができない。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、総代自ら、総代名簿との対照を経て投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

第13条 (略)

【備考】

総会外選挙制をもとる場合は、本条の次に次の1条を加えること。

(開票)

第15条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(候補者の立候補等の届出)

第15条 組合員でなければ、役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

2 (略)

3 役員の候補者を推薦するには組合員〇人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、役員の候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を選挙の期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

5 役員の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦した者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

6 (略)

(立候補等の制限)

第16条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、又は役員の候補者に推薦されることができない。

(当選人の決定)

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、総代自ら、総代名簿との対照を経て投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

第13条 (略)

【備考】

総会外選挙制をもとる場合は、本条の次に次の1条を加えること。

(開票)

第15条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

2 開票は、投票の当日又はその翌日に行なう。

(候補者の立候補等の届出)

第15条 組合員でなければ、役員に立候補し、又は役員の候補者を推せんすることができない。

2 (略)

3 役員の候補者を推せんするには組合員〇人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、役員の候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は被推せんの別を選挙の期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

5 役員の候補者が立候補を辞退し、又は推せんの候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推せんをした者若しくは推せんされた者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

6 (略)

(立候補等の制限)

第16条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、又は役員の候補者に推せんされることができない。

(当選人の決定)

第18条 (略)

【備考】

立候補制をとらない場合は、第3項として次の1項を加えること。

- 3 理事と監事の選挙が同時に行われた場合において、第1項の規定により同一人が理事と監事の双方に当選の資格を得たときは、いずれか一方を辞退しなければならない。

(無投票の当選)

第19条 理事若しくは監事の候補者の数とその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2・3 (略)

(再選挙)

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消の場合(前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠選挙)

第27条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3箇月以内であるときは、次の総代会まで補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第28条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

何土地改良区役員選任規程

第18条 (略)

【備考】

立候補制をとらない場合は、第3項として次の1項を加えること。

- 3 理事と監事の選挙が同時に行なわれた場合において、第1項の規定により同一人が理事と監事の双方に当選の資格を得たときは、いずれか一方を辞退しなければならない。

(無投票の当選)

第19条 理事若しくは監事の候補者の数とその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2・3 (略)

(再選挙)

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消の場合(前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠選挙)

第27条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3箇月以内であるときは、次の総代会まで補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第28条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人のすべてがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

何土地改良区役員選任規程

(役員^の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、役員^の被選任権を有しない。

一～三 (略)

四 成年被後見人又は被保佐人

五・六 (略)

(選任の時期)

第3条 役員^の任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行ふべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選任の議案)

第5条 (略)

2 理事長は、役員^の選任に関する議案を総代会に提出するには、定款第8条に規定する総代^の各選挙区^の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

第6条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を表示し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

(選任の確定及び役員^の就任)

第10条 (略)

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3

(役員^の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、役員^の被選任権を有しない。

一～三 (略)

四 成年被後見人及び被保佐人

五・六 (略)

(選任の時期)

第3条 役員^の任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議案)

第5条 (略)

2 理事長は、役員^の選任に関する議案を総代会に提出するには、定款第8条に規定する総代^の各選挙区^の総代から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成してしなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条第1項の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を表示し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(選任の確定および役員^の就任)

第10条 (略)

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3

項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3箇月以内であるときは、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

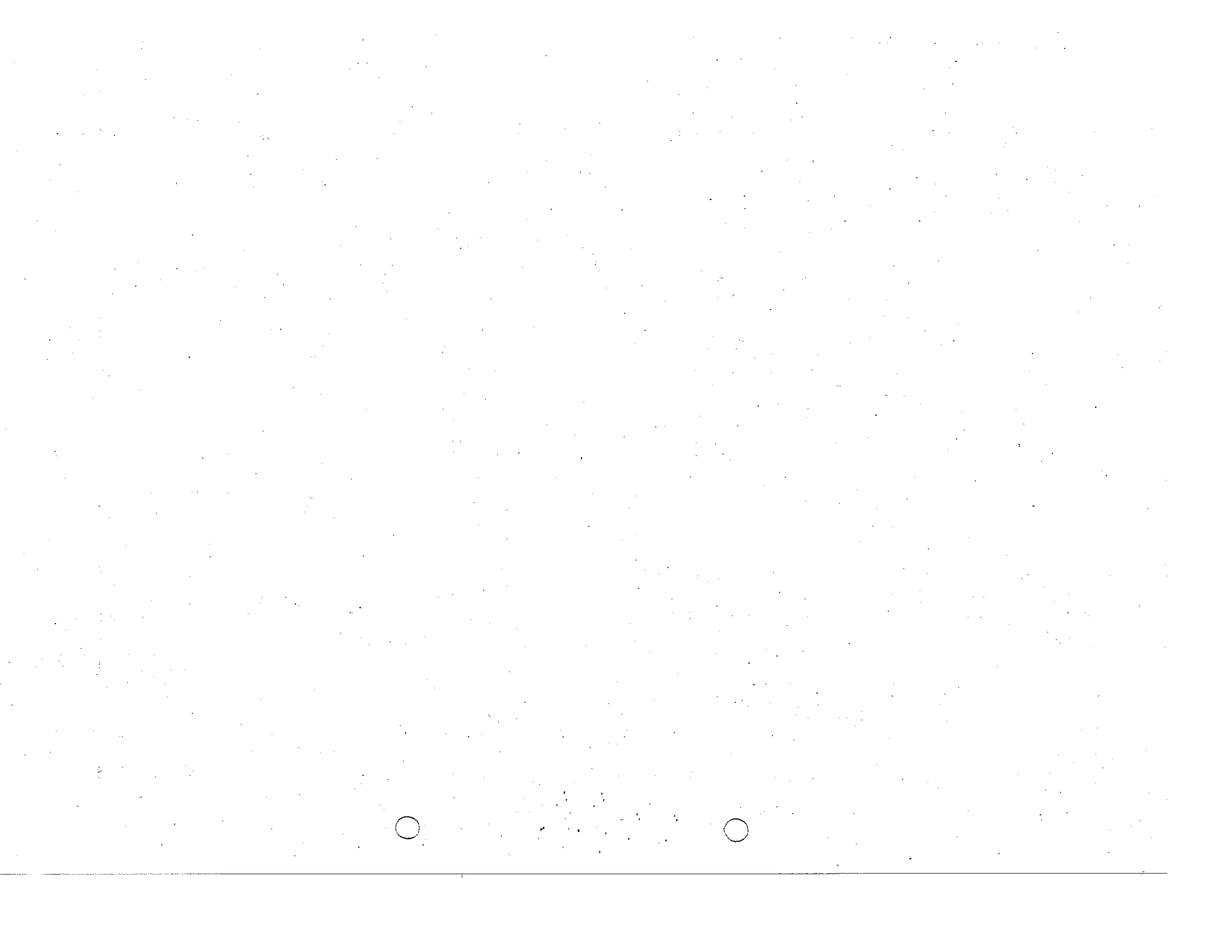
第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3箇月以内であるときは、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。



○土地改良区規約例(昭和40年10月5日付け40農地B第3081号(管)農地局長通知)一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

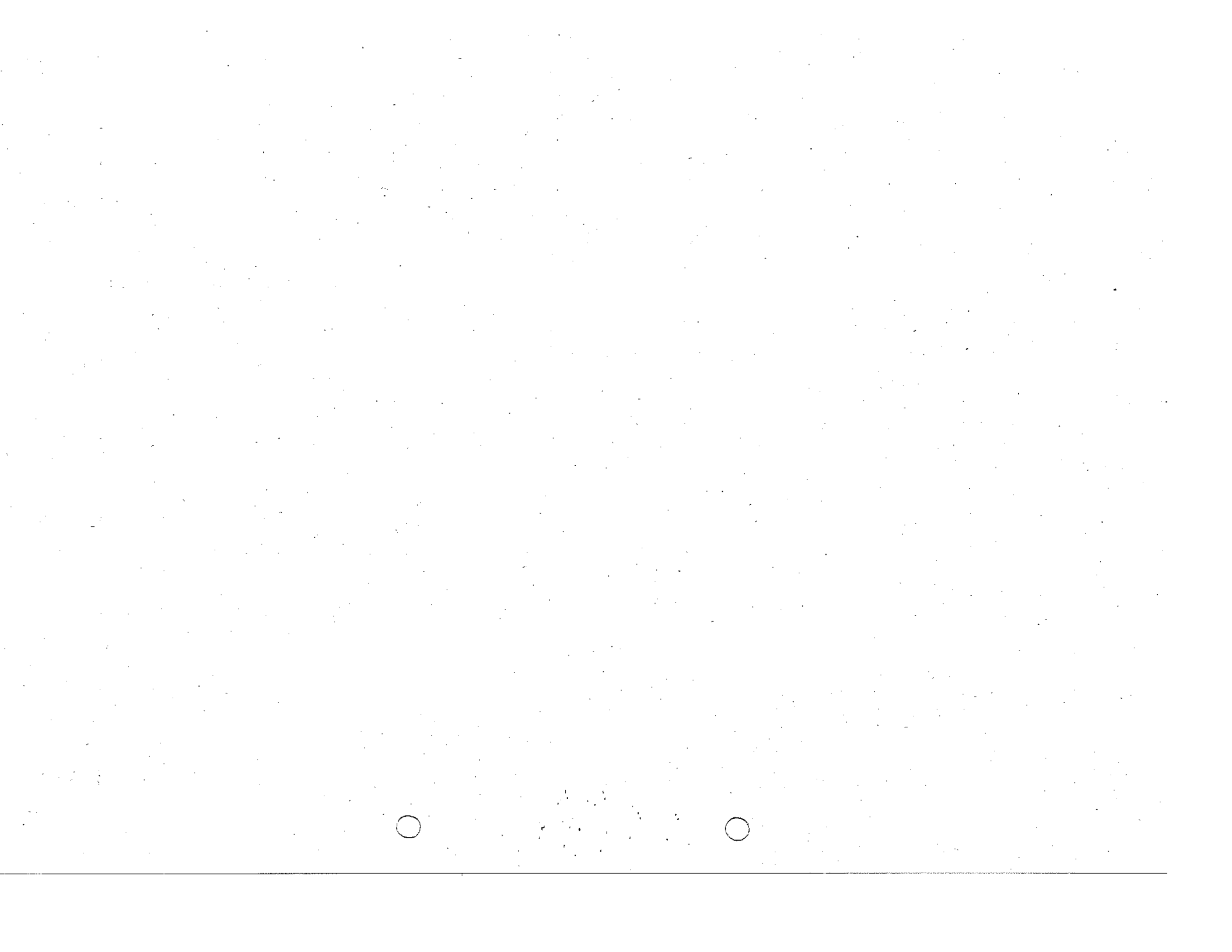
| 改正後 | 現行 (最終改正：平成26年4月1日付け25農振第2467号農村振興局長通知) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(農地転用等に伴う処理)</p> <p>第67条 この土地改良区の<u>地区内の農地等</u>が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6号又は第57条の2第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が、<u>〇ha未満</u>のときは理事長、<u>〇ha以上〇ha未満</u>のときは理事会、<u>〇ha以上のときは総代会</u>で決する。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(農地転用等に伴う処理)</p> <p>第67条 この土地改良区の<u>地区内農地等</u>が転用される場合において、農地法施行規則第22条第6号又は第48条第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が、<u>〇ha未満</u>にあつては理事長、<u>〇ha以上、〇ha未満</u>にあつては理事会、<u>〇ha以上</u>にあつては総代会で決する。</p> <p>2 (略)</p> |



○土地改良区の地区除外等の取扱について(昭和40年5月12日付け40農地B第1671号農地局長通知)一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

| 改正後 | 現行 (最終改正：平成26年4月1日付け25農振第2467号農村振興局長通知) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>何土地改良区地区除外等処理規程</p> <p>(意見書の交付等)</p> <p>第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第30条第6号又は第57条の2第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。</p> | <p>何土地改良区地区除外等処理規程</p> <p>(意見書の交付等)</p> <p>第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第22条第6号又は第48条第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。</p> |



【別紙1】土地改良区規約例（昭和40年10月5日付け40農地B第3081号（管）農林省農地局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改正 | 現行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者）</p> <p>第27条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者を置く。</p> <p>2 会計主任及び管理責任者は、理事長がこれを命ずる。</p> <p>3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。</p> <p>4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。</p> <p>5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。</p> <p>6 管理責任者は、何ダム（又は何頭首工）管理規程の定めるところにより、何ダム（又は何頭首工）を管理する。</p> <p>【備考】</p> <p><u>土地改良区の規模に照らし、会計主任のつかさどる会計事務を補助する者を置くことが適当である場合にあつては、見出し、第1項及び第2項中「会計主任」の次に「、会計事務補助者」を加え、第5項及び第6項を一項ずつ繰り下げ、第4項の次に、次の一項を加える。</u></p> <p>5 <u>会計事務補助者は、毎月末における現金及び預金残高と会計主要簿との照合並びに会計主要簿間の照合を補助する。</u></p> | <p>（会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者）</p> <p>第27条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者を置く。</p> <p>2 会計主任及び管理責任者は、理事長がこれを命ずる。</p> <p>3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。</p> <p>4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。</p> <p>5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。</p> <p>6 管理責任者は、何ダム（又は何頭首工）管理規程の定めるところにより、何ダム（又は何頭首工）を管理する。</p> <p>（新設）</p> |

【別紙2】土地改良区会計検査指導基準について（平成23年4月1日付け22農振第2411号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

| 改正 | 現行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>別添 会計細則例（単式簿記方式）</p> <p>（会計主任） 第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿を保管する。 2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。 3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>〔備考〕 土地改良区の規模に照らし、会計主任の事務から固定資産に関する事務、物品に関する事務を分掌することが適当である場合は、会計主任の事務から外し、それぞれ別の者を充てることもできる。 ただし、その場合は、土地改良区規約例（昭和40年10月5日付け40農地B第3081号（管）農林省農地局長通知。以下「規約例」という。）第27条及び土地改良区の事務処理について（昭和29年4月24日付け29地局2382号農林省農地局長通知。以下「処務規程例」という。）第3条と整合をとる必要がある。</p> <p>（帳簿等の保存及び処分） 第6条 会計に関する帳簿及び第13条に規定する必要書類並びに固定資産及び物品に関する帳簿（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。 2 （略）</p> <p>（残高の照合） 第34条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を金銭出納簿と照合しなければならない。 2 会計主任は、毎月末において、現金及び預金残高と金銭出納簿の残高とを照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。</p> <p>〔備考〕 土地改良区に会計事務補助者を置く場合にあっては、本条を次のように改</p> | <p>別添 会計細則例（単式簿記方式）</p> <p>（会計主任） 第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿を保管する。 2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。 3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>〔備考〕 土地改良区の規模によって、上記の会計主任の事務から固定資産に関する事務、物品に関する事務について分掌が適当である場合は、会計主任の事務から外し、それぞれ別の者を充てることもできる。 ただし、その場合は、土地改良区規約例（昭和40年10月5日付け40農地B第3081号（管）農林省農地局長通知。以下「規約例」という。）第27条第2項及び土地改良区の事務処理について（昭和29年4月24日付け29地局2382号農林省農地局長通知。以下「処務規程例」という。）第2条と整合をとる必要がある。</p> <p>（帳簿の保存及び処分） 第6条 会計に関する帳簿及び伝票並びに固定資産及び物品に関する帳簿（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。 2 （略）</p> <p>（残高の照合） 第34条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を金銭出納簿と照合しなければならない。 2 会計主任は、毎月末において、現預金残高と金銭出納簿の残高を照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。</p> <p>（新設）</p> |

める。

(残高の照合)

第34条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を金銭出納簿と照合しなければならない。

2 会計主任及び会計事務補助者は、毎月末において、現金及び預金残高と金銭出納簿の残高とを照合し、その照合結果を互いに確認しなければならない。

3 会計主任は、前項の確認後、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。

(帳簿間の照合)

第44条 会計主任は、毎月末において、収入簿の収入済額及び支出簿の支出済額の月計と、金銭出納簿の入金月計及び出金月計とを照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。

[備考]

土地改良区に会計事務補助者を置く場合にあっては、本条を次のように改める。

(帳簿間の照合)

第44条 会計主任及び会計事務補助者は、毎月末において、収入簿の収入済額及び支出簿の支出済額の月計と、金銭出納簿の入金月計及び出金月計とを照合し、その照合結果を互いに確認しなければならない。

2 会計主任は、前項の確認後、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。

(決算前の検算等)

第47条 会計担当理事は、当該会計年度の収支決算書及び財産目録を作成する前に、入金伝票及び出金伝票と金銭出納簿、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

[備考]

伝票制度を採用しない場合は、「入金伝票及び出金伝票と」を「収入命令及び支出命令と」に改める。

(帳簿間の照合)

第44条 毎月末においては、会計主任は、収入簿の収入済額、支出簿の支出済額の月計について、金銭出納簿の入金月計、出金月計と照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。

(新設)

(決算前の検算等)

第47条 会計担当理事は、当該会計年度の収支決算書及び財産目録を作成する前に、入金伝票及び出金伝票と金銭出納簿、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

[備考]

伝票制度を採用しない場合は、「入金伝票及び出金伝票と」を削除すること。

別添

会計細則例（複式簿記方式）

（会計主任）

第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿を保管する。

2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。

3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

〔備考〕

土地改良区の規模に照らし、会計主任の事務から固定資産に関する事務、物品に関する事務を分掌することが適当である場合は、会計主任の事務から外し、それぞれ別の者を充てることもできる。

ただし、その場合は、土地改良区規約例（昭和40年10月5日付け40農地B第3081号（管）農林省農地局長通知。以下「規約例」という。）第27条及び土地改良区の事務処理について（昭和29年4月24日付け29地局2382号農林省農地局長通知。以下「処務規程例」という。）第3条と整合をとる必要がある。

（帳簿等の保存及び処分）

第6条 会計に関する帳簿及び第12条に規定する必要書類並びに固定資産及び物品に関する帳簿（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。

2 （略）

（振替伝票）

第33条 振替伝票の作成に当たっては、出金1件毎に1枚の振替伝票を起票するものとする。

2 振替伝票には、前条第2項に規定する事項を記載しなければならない。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合には、本条を削除すること。

（残高の照合）

第35条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を現金預金出納帳と照合しなければならない。

2 会計主任は、毎月末において、現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。

別添

会計細則例（複式簿記方式）

（会計主任）

第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿を保管する。

2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。

3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

〔備考〕

土地改良区の規模によって、上記の会計主任の事務から固定資産に関する事務、物品に関する事務について分掌が適当である場合は、会計主任の事務から外し、それぞれ別の者を充てることもできる。

ただし、その場合は、土地改良区規約例（昭和40年10月5日付け40農地B第3081号（管）農林省農地局長通知。以下「規約例」という。）第27条第2項及び土地改良区の事務処理について（昭和29年4月24日付け29地局2382号農林省農地局長通知。以下「処務規程例」という。）第2条と整合をとる必要がある。

（帳簿の保存及び処分）

第6条 会計に関する帳簿及び伝票並びに固定資産及び物品に関する帳簿（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。

2 （略）

（振替伝票）

第33条 振替伝票の作成に当たっては、出金1件毎に1枚の振替伝票を起票するものとする。

2 振替伝票には、前条第2項に規定する事項を記載しなければならない。

（新設）

（残高の照合）

第35条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を現金預金出納帳と照合しなければならない。

2 会計主任は、毎月末において、現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高を照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。

〔備考〕

土地改良区に会計事務補助者を置く場合にあっては、本条を次のように改める。

（残高の照合）

第35条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を現金預金出納帳と照合しなければならない。

2 会計主任及び会計事務補助者は、毎月末において、現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合し、その照合結果を互いに確認しなければならない。

3 会計主任は、前項の確認後、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。

（帳簿間の照合）

第48条 会計主任は、毎月末において、収入簿の収入済額及び支出簿の支出済額の月計と、現金預金出納帳の入金月計及び出金月計とを照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。

〔備考〕

土地改良区に会計事務補助者を置く場合にあっては、本条を次のように改める。

（帳簿間の照合）

第48条 会計主任及び会計事務補助者は、毎月末において、収入簿の収入済額及び支出簿の支出済額の月計と、現金預金出納帳の入金月計及び出金月計とを照合し、その照合結果を互いに確認しなければならない。

2 会計主任は、前項の確認後、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。

（決算前の検算等）

第50条 会計担当理事は、当該会計年度の収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成する前に、入金伝票、出金伝票及び振替伝票と現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合は、「入金伝票、出金伝票及び振替伝票と」を「収入命令、支出命令及び振替命令と」に改める。

（新設）

（帳簿間の照合）

第48条 毎月末においては、会計主任は、収入簿の収入済額、支出簿の支出済額の月計について、現金預金出納帳の入金月計、出金月計と照合し会計担当理事の確認を受けなければならない。

（新設）

（決算前の検算等）

第50条 会計担当理事は、当該会計年度の収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成する前に、入金伝票、出金伝票及び振替伝票と現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合は、「入金伝票、出金伝票及び振替伝票と」を削除すること。